

「第3期岐阜市地域福祉推進計画(案)」に対するご意見とそれに対する岐阜市の考え方

意見募集期間 令和6年11月15日（金）～12月13日（金）

意見提出数 17通（直接提出：1通、郵送：2通、ファクシミリ：9通、電子メール：1通、意見提出フォーム：4通）

意見項目数 38件

項目	該当箇所	いただいたご意見の概要	岐阜市の考え方	変更有無
第1章 計画の策定にあたって				
1	P1	言葉の説明を加えていただくとありがたい。 P1－2行目「8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー」 P6－4「SDGs」	ご指摘の言葉の説明は、巻末の「用語解説」に掲載します。	有
2	P6	P6、図の17の開発目標の字が見えません	明瞭なものに差し替えます。	有
第2章 岐阜市の地域福祉を取り巻く現状と課題				
3	P25	P25(7)権利擁護の項「成年後見制度」について、正しい説明をしてほしい。	ご指摘の言葉の説明は、巻末の「用語解説」に掲載します。	有
第4章 施策の展開				
4	P36	コラム この事例は感銘すら覚えます。このような事例を集めて情報拡散して、点から面へひとつの運動へと拡がると素晴らしいと思います。	積極的な情報収集や情報発信に努め、コラムのような活動が広がるよう取り組んでいきます。	無

5	P36	「地域の担い手づくり」 【概要】4行目：企業等による従業員の社会貢献活動やボランティア活動への参加を奨励 【今後の展開】1行目：地域住民の自発性に基づき・・・個人の自発性を高める上で職場・企業の理解は不可欠であり、職場環境を始め個人を取り巻く社会環境の盛り上げ（時代の気分の醸成）が一番大切だと考えます。企業自体が積極的に地域福祉に参画できるように、行政による啓蒙や奨励、優遇制度等を用いて今以上に強力に推し進めることが必要だと思います。また、子供の頃から学校・塾・スポーツサークル等子供を取り巻くあらゆるコミュニティでの地域福祉を取り入れた活動教育をさらに充実させたい。	地域福祉を推進していくうえで、地域住民や地縁組織だけではなく、企業や社会福祉法人の理解や協力が不可欠であると考えます。 P68【取組内容】に記載のとおり、地域貢献活動に関心や意欲がある企業等に対し、積極的に福祉出前講座を提案し、地域福祉の理解・啓発を図ります。	無
6	P40	「つながる・支え合う」女性に比べて男性は社会性に欠けるため孤立化しやすいため、特に男性へのアプローチを考えたい。個に対して手を引っ張ってあげるより、仲間（ゲートボールチーム等）をひとまとめにして引っ張れば参加しやすいように思います。	社協支部が実施するふれあい・いきいきサロンの課題としても、男性の参加が少ないことが挙げられます。 このことから、少しでも男性が参加しやすくなるよう、内容に工夫を凝らしているサロンも増えています。 いただいた意見は、誰もが集える居場所づくりへの支援を進める中で、参考にさせていただきます。	無
7	P47	現在「自助、共助、公助」という考え方が災害時に使われます。地域の位置付けが「互助」となっています。市全体に関わる事の多い専門機関は公助と考えた方がわかりやすいと思います。（現在の互助に位置付いた地域の取り組みを共助にしてはどうか）	P28のとおり、本計画では、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」がそれぞれ役割を果たしながら連携・協力して地域福祉を推進していくことを考えています。 個々人が一つだけの役割を担うのではなく、どの立場であっても連携・協力のもと取り組みます。	無
8	P54	「成年後見制度の利用促進」制度的にはとてもしっかりした制度に思いますが、敷居が高くて利用しづらいといった一面もあるのではないのでしょうか。もう少し利用しやすい家族信託制度も選択肢の一つとして検討してみてもいいかかと思っています。	成年後見制度以外の権利擁護に関する制度や事業の周知・啓発も必要であると考えています。 なお、P56の「市と市社協の取組の全体図」に記載のとおり、岐阜市成年後見センターでは、本人の課題に応じて、家族信託等の利用を検討します。	無

第5章 重点施策				
9	P63	重点施策(1)について 地域の身近な拠点での相談について、地域包括がその中核的な役割を現状行っていると思います。CSWや生活支援コーディネーター、福祉まるごと支援員、包括職員など多種多様な専門員をどのようなネットワークで取りまとめていかれるのでしょうか？ CSWという人的な配置ではなく、コミュニティソーシャルワークという考え方を地域や支援機関に落とし込む必要のほうが重要と考えるのですがいかがでしょうか？ 現状の岐阜市社協の事業計画における地域福祉コーディネーターでその役割は果たせるのではないかと感じますがいかがですか？	本市ではこれまで地域福祉コーディネーターが社協支部活動などをサポートしながら、地域支援に携わってきました。 しかし、近隣や地域のつながりの希薄化やこれを支える地域福祉活動の担い手不足などを背景に社会的な孤立問題が表面化し、困りごとや不安を誰にも相談できていない状況も判明しました。 そのため、地域福祉コーディネーターの活動をさらに発展させ、地域住民の身近な相談役として困りごとを抱える人や地域の福祉活動のサポートをするコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉のネットワーク化を目指します。	無
10	P63	コミュニティソーシャルワーカーと 地域包括支援センターの活動との区分けがわかりづらいです。	P65【取組内容】に ・相談者の属性や年齢を問わず、きめ細かい対応を図るとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターなど専門の支援機関と連携し、相談支援体制を充実させます。 と、追記します。	有

11	P68	全ての事業が地域共生社会の考え方で、基本ボランティアが活動の中心に置かれている。 現在ボランティアとして活動している年代の人は、比較的経済的に恵まれており、他人への奉仕の精神が豊かな人が多いと思われる。しかし、現在、何処に行っても後継者不足がささやかれている。 現代を生きる若い世代(?)は、経済的な余裕も少なく、共働き、定年後70歳過ぎまで再雇用など生活するのが精一杯で、奉仕する余裕など考えられないのが現状ではないだろうか。 ボランティアに頼るから後継者が見つからないのであって、ポイント付与のボランティア(?)制度を創設し、10ポイント、20ポイント、30ポイント、40ポイント、50ポイントとポイントをためて、2,000円図書券、2,000円商品券、5,000円図書券、5,000円商品券、その他の物品等、交換可能な制度とする。 餌で釣る気はないが、依頼する方も、される方も、やってもらう方ももちろん気が休まるのではないか。 かかる費用は市の財政で賄ってもらうこととなるが、市の職員を増員してまで対応しなくても、安価で優しい対応が地域内でできるのではないかと考える。	P36 【概要】に記載のとおり、企業等の社会貢献活動やボランティア活動への参加を奨励します。 また、P68 【今後の方向性】に記載のとおり、地域住民や地縁組織だけではなく、企業や社会福祉法人等も地域福祉の担い手となるよう、地域貢献活動の活性化を図ります。 ボランティアポイント制度につきましては、多様な主体による地域貢献活動の促進を進める中で、参考にしていきます。	無
12	P68・69	多様な主体による地域貢献活動の促進は地域にも活動主体にもメリットがあると思います。 地域へのメリット 企業や社会福祉法人が参画することで、専門知識やノウハウ、資金、人材といったリソースが地域福祉活動に活用されます。これにより、高齢者や障がい者をはじめとする多様な住民ニーズに対応できる体制が整備され、地域全体の生活の質が向上します。 主体へのメリット 企業にとっては、地域社会に貢献することがブランド価値や信頼向上につながります。社会福祉法人にとっては、地域との連携が深まり、利用者へのサービス提供が強化されます。これらは長期的に見て、持続可能な経営基盤の構築にも寄与します。 上記理由により進めてほしいと思います。	誰もが支え、支えられる地域共生社会を推進するため、地域を含めて社会福祉法人や企業などに、積極的に情報を発信し、多様な主体による地域貢献活動を促進していきます。	無

13	P70	重点施策(3)について 居場所づくりについて、活動助成金について具体的にどのような支援を考えていますか？	P70 【取組内容】に記載のとおり、すでに居場所などを実施されているボランティア団体や、NPO法人へアンケート調査等を実施し、実態やニーズに即した支援の方法を研究していきます。	無
14	P70	重点施策(3)について 居場所づくりに関する協議の場は社協支部を土台としているのか、そのほかを想定しているのですか？	社協支部(地域)だけでなく、企業や社会福祉法人が連携して居場所づくりの主体となる場合を想定しています。	無
15	P70	重点施策(3)について コーディネーターとしての役割をどこの部署が担当するのでしょうか？	P71《居場所づくりのイメージ》に、 ※コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、個人、企業・団体、地域などの結びつきをサポートし、居場所づくりをコーディネートします。 と、追記します。	有
16	P70	重点施策(3)について 「今日行く所がある、今日用事がある」ということを大切な事として、地域の中での集まりの場(居場所)を考えています。場所や内容については開催時間や施設毎の設備の違いなどを、その時その時で考えていく必要があります。参加された方のニーズはお話する中や、あるいはアンケートなどをお願いすれば知り得ますが、参加されない方にはどのような方法を用いて把握すれば良いのか？既存の居場所に関する情報発信・周知については検討する余地がありそうです。社会の有り様も変化して、より「個」が尊重される今現在、地域でのつながりや住民同士のコミュニケーションが必要ということ、住民共有の考えとしていくのが難しいと感じます。	活動に参加されない方へのアプローチは、大きな課題であると認識しています。 情報発信や周知につきましては、P39「◆幅広い世代に向けた地域情報の提供」に記載のとおり、市、市社協とも幅広い世代の市民に向け、各種媒体により充実した福祉情報の提供に努めていきます。 また、P64「■コミュニティソーシャルワーカーとは」に記載のとおり、コミュニティソーシャルワーカーが住民を地域活動につなげることや地域情報等を発信するなどの役割を担います。	無

17	P72	重点施策(4)について 教育委員会との連携はどこにも不記載ですが、学童期からの支援の必要性などはどのように感じ、支援の展開を考えていますか？	学童期からの支援は、現在も個々のケースに応じて、それぞれの担当部局と連携し対応しています。 P72【取組内容】に ・不登校児童・生徒など、ひきこもりに移行する可能性がある方には、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”をはじめ、関係する支援機関と連携し対応していきます。 と、追記します。	有
18	P73	重点施策(4)について ひきこもり支援センター（R7年度設置）とひきこもり相談室との違いはあるのですか？相談室が支援センターとして実施していくのでしょうか。	ひきこもり相談室が、ひきこもり地域支援センターとして、その役割を果たしていきます。 P73 の 《ひきこもり支援充実に向けたロードマップ》のイラストを修正します。	有

19	P77	民生委員活動の中で子がなく頼れる身寄りがない、生活保護制度は非該当、日常生活自立支援事業も非該当、意思能力は有する単身独居の高齢者のケースがあります。夫婦であってもいずれは単身になりますし、少子化、非婚化が進んでいますので、頼れる身寄りがない人はますます増えるものと思われます。 こういう人の身元保証、生活支援、死後事務委任については、民間の身元保証事業者があります。マスコミ報道等では玉石混交のようで、国は今年6月に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を示しましたが、民生委員として紹介するのには躊躇します。特に死後事務については故人の尊厳が損なわれることのない事務遂行が求められます。 計画書77頁7行目以降には「終身サポート」を新規事業として立ち上げ「身元保証代替支援や日常生活支援、死後事務支援について、事業展開に向け、有識者等関係者が集まる会議で順次検討」とあります。この事業に期待をよせるとともに「事業展開に向け…順次検討」をスピード感をもって進めていただいて、5年間の計画期間内の早いうちに終身サポート事業が立ち上がるよう声援を送りたいと思います。 当パブリックコメント意見募集締切日の13日に開催された厚生労働省主催の成年後見制度利用促進専門家会議では「第2期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(案)」が示され「成年後見制度の見直しに伴う総合的な権利擁護支援策の充実については、…令和7年夏目途の取りまとめに向けて検討を進め、令和7年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要がある。」とされており、令和8年度には何らかの事業が立ち上がるようです。頼れる身寄りのない人が一時も早く安心して暮らせるよう、情報収集に努められ検討体制を充実されることを望みます。	身寄りのない高齢者の増加などを背景に、終身サポートのニーズは高まっており、本計画では、その事業展開に向け、有識者等関係者が集まる会議で順次検討することとしています。 そのため、国や県、他都市の動向を注視し、情報収集に努めながら、早期に検討体制の充実を図っていきます。	無
第6章 計画の推進				
20	P79	初年度(令和7年)のD→C→Aの輪をまわす事が大事かと思います。	計画を推進するためには、PDCAサイクルの考え方が重要であると考えています。 そのため、関係部局等の成果や実績を集約し、岐阜市地域福祉推進委員会に報告を行い、その評価・検証を基に計画を推進していきます。	無

全体を通して				
21	全体	現在岐阜市は地域共生社会の実現に向け重層的支援体制整備事業を実施しているかと思いますが、次期計画に重層的支援体制整備事業についてはどのように考えているのでしょうか？ また、多様化・複雑化・複合化した課題に対して、福祉部のみでの対応は困難であり他部署との連携が必要と感じているのですが、次期計画では市役所の福祉部以外の課や他機関との連携については明記されておりません。福祉部以外の連携についてどのような展開を考えていますか？福祉部以外との連携が重層的支援体制整備や地域共生社会実現に向けて重要となるのではないかと思いますので、より広い視点で計画を策定していただければと思います。	令和3年度に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和4年度から重層的支援に取り組んでいます。 事業の位置づけが理解しやすいよう、P3の本計画の位置づけの図に当該計画を加えました。 また、P51「総合的な相談体制の構築」は、福祉部を含む市役所内の各課や庁外の支援機関との連携や調整を図り、重層的支援体制整備事業を進めるもので、同頁に記載の「福祉相談窓口連携会議」により庁内外の支援機関と連携を強化します。	有
22	全体	計画を推進する中で「互助」を推進していくにあたり、自治会や社協支部への促しなどはどのように考えていますか？	P35「◆個人を尊重し、多様性を認め合う啓発活動の推進」に記載のとおり、地域に職員が出向き、福祉教育・福祉出前講座を実施することで、幅広い世代の市民が地域福祉に関心を持てる機会を提供し、近所の助け合いや見守り活動などにつなげていきます。 また、P64「■コミュニティソーシャルワーカーとは」に記載のとおり、コミュニティソーシャルワーカーが個別支援でキャッチした困りごとを地域課題として共有できるよう、情報発信に努めるとともに、地域の関係者や支援機関などとの「つなぎ役」となり、地域活動への参加を促進します。	無
23	全体	こども・若者に対する支援について、計画にはあまり記載がありませんが、こども計画作成にあたって次期計画が土台となってくると思います。少子化がより進むからこそ、市全体でどのようにサポートするのか記載いただけますと子育て世帯もより身近な計画となるのではないかと思います。	本計画は、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画であり、「こども計画」などの個別計画と整合性を保ち、計画間の連携を図っています。 なお、本市の「こども計画」は、現行の「子ども・子育て支援プラン」が、今年度で計画期間を終了するため、本計画案との整合も図りながら策定を進めているところです。	無

24	全体	ひと昔前は、「親なきあととは入所施設」としか考えるのが一般的で、現在でもそういった声を耳にします。そんな時には、「グループホームや持ち家、公営住宅に住んでいるなら、そのまま住むことができる」などと答えています。 今から20年後の生活をイメージすることは、本人だけでなくご両親も難しいと思います。親も年を取り、介護が必要になるかもしれません。具体的なイメージを持つためには、障がい者本人やきょうだいの高齢になりつつあるなかでも、生活環境の変化はありながら、より本人らしく、年相応の豊かな暮らしが送れるような支援が必要です。 そんな支援をしていくための基本的な姿勢として次のことが大切ではないでしょうか。なかでも住まいに関しては「入所施設ありき」ではなく、今までの暮らしの中で本人が経験し、得てきたことを踏まえて、「これからの生活をどのように考え、どんな暮らしを送っていかたいか」を本人、家族、支援者とともに考えていくことが大切だと思います。住み慣れた地域でよいのか、金銭的に住み続けることができる場所なのか、加齢による身体の状態変化はどうか、といったことを考えて、可能な限り障がい者本人の希望する生活を実現できる場所を提案していく必要があります。慣れない環境での生活に不安を感じることも多いため、新しい職員や利用者との関係をスムーズにしておくことや、本人が以前から愛用していた物などが継続して使えることなどの環境整備も欠かせません。 障がい者本人が一人で決められないときは、きょうだいや後見人、支援者とも協力して支えていかなければなりません。本人らしく暮らせる環境の提案を行い、チーム支援で生活を支え、地域での暮らしを実現していくことは、親なきあとの支援であっても変わらないし、障がい者本人の意思を中心に支えていくことが必要と思います。	障害者総合支援法では、障がい者の生活について選択の機会が確保されることと規定されています。 また、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者は、障がいのある方に対し、本人の希望を確認するなどの意思決定にかかる支援に努めなければならないとされています。 本市は、「第5次岐阜市障害者計画」において、重度化・高齢化への対策や住まいの確保と充実を目標に掲げています。 地域生活支援拠点等機能の充実を通して障がいのある方が自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、引き続き取り組みます。 また、困りごとを抱えた方（世帯）に対し、関係する支援機関等でネットワークを構築し、チーム支援を行う体制を整備しています。 本人の意思を尊重し本人らしく暮らせるサポートができるよう、今後も体制を充実させていきます。 なお、P74 重点施策(5)「高齢者等が抱える課題への総合的な対応」に掲げる、高齢者等が暮らしやすい社会への取り組みは、障がいのある方にとっても、暮らしやすい社会につながるものと考えています。	無
25	全体	福祉意識の向上を図るため、地域サロン事業として、イベント等様々な機会を多く進めていく考えで、多少なりにも実行している次第です。地域における人々のつながりが局面化している今の時代で、同じ地域民として現実味がある年代層が地域には増加傾向が顕著に表れ、皆さんと共に生きる喜びを、それら一人ひとりの思いやり多様性を認め、地域福祉に関心を持ち、理解を深め、地域活動への参加協力の推進を図っていききたい。	本計画に記載する事業を実施していくにあたり、皆さまのご理解・ご協力が必要不可欠と存じますので、引き続きよろしく願いいたします。	無

26	全体	梅林地域も高齢化が進んでいる地域の一つです。社協主事として常に心がけているのは「何年、何ヶ月先ではなく明日の楽しみを作る」ことです。高齢者の方にとって、毎日身支度をして外に出て人と会って話すことは生きがいの一つだと思います。日々、目的を持って生活することは生活の質の向上となります。ただ、活動を増やせばその分担い手が必要です。今の若い世代は自分達のことでは精一杯で横のつながりも希薄で誰かのために何かをしようという方が減っていると思います。子育て世代、子どもたちへの啓発活動にもっと力を入れていくべきだと思います。意識改革にはすごく時間を要しますが、長く続けることが重要だと感じました。	新たな担い手の確保のために、子育て世代や子どもたちの関わりが大切だと考えています。 P35「◆個人を尊重し、多様性を認め合う啓発活動の推進」に記載の「福祉教育・福祉出前講座」などの事業を通して、子どもや子育て世代に対する福祉の啓発活動に注力していきますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。	無
27	全体	高齢者にも、十分に文章を読み・内容が理解することが出来るように、「専門用語とか一般カタカナ文字(英語)を少なくするとか図形等を多く取り入れる」と文章が分かりやすくなり、より良く理解が早くなると思います。	本計画を、より理解していただけるよう、福祉分野における専門用語や一般カタカナ文字については、巻末の「用語解説」に掲載します。	有
28	全体	理想(推進計画案)と現実(地域の福祉計画)とは相違があると思います。	計画の実効性を高めるため、P79の「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、有識者や各種団体代表者等で構成する岐阜市地域福祉推進委員会において、毎年の進捗を評価・検証しながら、計画を推進していきます。	無
29	全体	施策の具体的な事業概要を各地域に照らし合わせた時に当てはまらない事が多いように思います。一部の地域で実施されてもすべての地域で行われない事業になれば、市全体としては、高まらないと思います。どの地域でも実施される事業にすることが市全体をレベルアップすることになると思います。 例)柳ヶ瀬子育て支援→常盤の近くにありません。また、企業の少ない常盤には、連携できる企業がありません。	市及び市社協が実施している事業実施の「場」がお住いの地域から遠く、事業の効果が市全域へ広がりにくいことは、認識しています。 また、周知の不足により、各地区で開催する「出前講座」やその他の事業、施設利用などの情報が地域住民に伝わっていないことも一つの理由ではないかと考えています。 企業などの情報も含め地域内に限らず、地域住民にとって有用な情報をお届けできるよう、努めていきたいと考えています。	無

30	全体	外国人のサポートについては触れられていないと思います。	コミュニティソーシャルワーカーは、困りごとを抱えた方に対しては、国籍に関係なく幅広く支援していきます。 また、外国籍の方が安心して暮らすことができるための支援について、本市が実施している中から主な3つの事業を追記します。 P51「◆身近な地域で生活課題を受け止めることを重視した、包括的な相談支援体制の進展」の事業に「外国人市民向け相談窓口」 P52「◆様々な課題を抱える地域住民等に対する適切な支援の提供」の事業に「外国人市民への制度の周知及び活用支援」及び「外国人介護人材確保・定着推進事業」	有
31	全体	過去～現在の現状把握から問題点の洗い出し、さらに重点項目をしぼり、対策～実施～チェックへと流れ良くまとめられていると思います。	計画を策定するにあたり、アンケートやヒアリング、ワークショップなどにより市民の皆さまや専門職の方など幅広い意見をお聞きし、現状・課題を把握したうえで、施策を検討してきました。 今後も多くのご意見に耳を傾けながら、あわせて有識者や各種団体代表者等で構成する岐阜市地域福祉推進委員会の意見も伺いながら、計画を推進していきたいと考えています。	無
32	全体	施策展開で、要点のワンポイントコラムは具体的に理解しやすい仕組みで大変良いと思います。	実際の活動を紹介することでイメージしやすく、また、実施されている方々の励みになると考えており、今後も紹介していきたいと考えています。	無

33	全体	ここ最近、高齢者世帯の自治会退会が増加。役がまわっても出来ないからが理由らしい。コロナ以降、自治会に入っている何のメリットもない？終活と言って家の中を整理、人間関係も整理している様子。退職し、時間がたっぷり出来たなら、せめて地域への恩返しと考えボランティア活動をしてくれると良いと思うのだが…。様々な事が個人の自由とされ、煩わしさから社会の繋りを絶ちきる。何とかならないものかと思う。	少子高齢化の進展や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変わりつつある中、多くの自治会において役員の公平性を期すため輪番制が採用されており、高齢者の方が自治会役員に選出され大変なご苦勞をされることがあると認識しています。 一方で、高齢者の方の生活には、自治会の存在が必要であることから、高齢者の方も参加を続けることができるような自治会のあり方について研究するとともに、自治会連絡協議会において協議していきます。	無
----	----	---	---	---

34	全体	地域活動の拠点となる施設が十分でない。自治会連合会、社協支部、民児協等の事務局が個人宅になっている。これらの事務所を一体的に利用できる場所が必要。公民館の中でも十分なスペースがない。	市内50か所に設置されている地区公民館は、地域のまちづくりの活動拠点として、また地域住民の学びの場として、皆さまに広く活用いただいております。公民館と調整しながら自治会連合会やまちづくり協議会の事務局機能を置いている状況もございます。 既存建物の実態から一定の制約がありますが、地域の皆さまのお力で協力し合ってまちづくり活動を行う体制を築きつつ、公民館を、よりご活用いただきたいと思います。	無
35	全体	情報が一方通行になっている。事務局があれば、反応を常時受け取れるようになると思う。	P63重点施策(1)のコミュニティソーシャルワーカーは、多様な困りごとやどこに相談したらよいかわからないことなどを総合的に受け付ける地域の身近な相談窓口として機能していきます。 ご指摘の点につきましては、寄せられた意見などは該当の団体等に届けられるよう、取り組んでいきたいと考えています。	無
36	全体	地域の住民がふらっと訪れ、自由にのんびりできる空間が必要。公的に設置してほしい。	市内50か所に設置されている地区公民館は、地域の皆さまにとって最も身近な公共施設であり、まちづくりの活動拠点として、また地域の皆さまの学びの場として、広く親しんでいただいております。 公民館をご活用いただき、多様な活動に参加しながら地域の皆さま同士の交流を深められ、居心地の良い空間を築いていただけることを願っています。	無
37	全体	地域のどの課題をとってみても、単独機関のみで解決できるものは少ないように思える。問題を抱える人が、まずは気軽に相談できる窓口を一層周知する必要がある。 次にその問題にかかわる他分野の連絡・連携の機会を確保する仕組みを整備したい。 かかわる人たちが、お互いに声掛け合いながら、くじけず、前向きに問題を解決していける体制を作っていきたい。	P63の重点施策(1)のコミュニティソーシャルワーカーが地域で活動する中で、相談を受けることはもちろんですが、多分野のつなぎ役となり、地域の実情にあった仕組みをともに考え、支え合いの仕組みを形にする役割も担っていきます。	無

38	全体	岐阜市では、2017年度まで生活保護の被保護者世帯数が増加傾向にありましたが、2018年度から2024年度にかけては減少傾向に転じており、5,314世帯から4,878世帯に、436世帯減少しています。 生活保護制度の研究者である、桜井啓太 立命館大学 准教授によると、生活保護率は全国平均が1.63%に対し、岐阜県は0.60%で47都道府県中44位、岐阜県内で自動車の保有が容認されている生活保護利用者は全保護世帯9,577世帯中120世帯で1.3%、さらに、2021年度の岐阜県の監査資料より、岐阜市は「申請 / 相談の比率が低い実施機関(市部)」が19.5%で岐阜県内最下位、そして、扶養照会率は全国平均が40%台に対し、岐阜市は6～7割だったとのこと。 上記の事実から、岐阜市役所 福祉部は、水際作戦を行っていたことが濃厚であり、既に、岐阜市役所 福祉部の水際作戦の実態については、2024年上旬に岐阜新聞が報道したところです。 岐阜県及び岐阜市の生活保護制度の運用状況は、日本国憲法 第25条 第1項、第2項に違反しているといえ、速やかに水際作戦、扶養照会を止め、生活保護利用者の自動車保有を認め、生活保護制度の利用条件を満たしている日本国籍保有者に生活保護制度を利用させるべきです。 生活保護利用者の消費性向は約1、つまり、ほぼ100%を消費するため、生活保護制度は乗数効果、経済波及効果が非常に高い経済政策であり、特に、医療・保健・社会保障、化学製品、対個人サービス、電気・ガス・熱供給、精密機械、不動産、教育・研究、食料品、商業、水道・廃棄物処理、農林水産業の分野に強く効果が及びます。 生活保護費の75%は国費であり、捕捉率が上がるほど、国費が岐阜市内に流入することになります。 そして、捕捉率が上がると、雇用誘発人数が増え、ブラック企業が淘汰され、賃金に上昇圧力がかかり、市内GDPは上がるようになります。 したがって、捕捉率を上げると、岐阜市民の生存権を確保できるようになるだけでなく、生活保護利用者以外の岐阜市民にも多大なる経済的な恩恵をもたらすことになります。 現在は、人工知能技術の発展と普及により、技術失業が多発する時代が眼前に迫っているため、セーフティ・ネットの強化が急務です。 英国のミーンズテスト付公的扶助の捕捉率は8割以上で、オンライン申請が原則です。 岐阜市は、速やかに捕捉率を英国以上の水準に引き上げることが必要であり、理想的には裁量行政を廃して基準行政に移行し、オンライン申請をできるようにし、ケースワーカーの家庭訪問等の業務を廃止し、生活保護制度の「負の所得税」的な運用、あるいは、「ベーシック・インカム」的な運用をすることが必要であると考えます。	生活保護の被保護者世帯数の推移は、近年、大都市ほど増加する傾向が高くなっておりませんが、本市では、従来から保護率が全国平均と比べて低い状況にあり、ほぼ横ばいの状態です。 こうした中、今後も生活保護行政に携わる職員に対する研修を継続して実施し、適切な支援を行うよう努めていきます。 また、生活保護に関連する各種申請等は、今後、可能な限りオンライン申請も可能となるよう改善を進めています。 引き続き、被保護者をはじめ、生活にお困りの方の相談に寄り添い、困窮の程度に応じて必要な支援を行うため、適切な生活保護行政の遂行に努めます。	無
----	----	---	--	---